社労士 ふ く し ま 月間情報 No.232

2016.11 月号

福 島 県 社 会 保 険 労 務 士 会　〒960-8252

発行担当者　広報委員会　蓬田信一　福島市御山字三本松 19-3

http://fukushima-sr.jp　TEL０２４－５３５－４４３０

E-mail　fukusha@green.ocn.ne.jp　FAX０２４－５３４－５４３２

目　次

P1～　県会情報　・退職・社労士会セミナー
・社労士会総合相談所　・研修会の予定

P2～　連合会情報　・ROBINS 及び経営労務診断サービスチラシデータ提供
・ストレスチェック助成金　・無期転換ルールの取組
・連合会 HP 会員専用ページ情報

P3～　関係機関だより　・福島労働局　・個人情報保護委員会
・協会けんぽ　・社会保険ふくしま

地協　・労務管理研修会

支部　・いわき支部研修会

P4～　事務局だより・政連だより

P7～　理事会報告

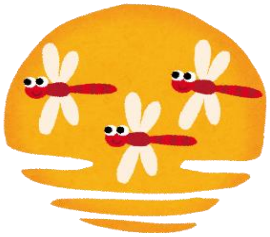

1.　平成 28 年度　北海道･東北地域協議会主催 労務管理研修会の開催について(P9～)

申込〆切:北海道会　11 月 18 日(金)必着

県　会　情　報

1.　福島県社労士会総合相談所主催「退職・社労士会セミナー」の開催について

平成 28 年 12 月 2 日（金）コラッセふくしま（福島市）において、事業主及び人事・労務担当者、定年を迎える方々を対象に、街角の年金相談センター福島にご協力いただき、「退職・社労士会セミナー」を開催いたします。

詳細については、別添チラシをご覧ください。

2.　福島県社労士会総合相談所について≪これまでの相談件数≫

実施	福島県社労士会総合相談所			
	労働		年金	
	申込件数	相談件数	申込件数	相談件数
28 年度(9 月)	4 件	4 件	4 件	4 件
10/26(水)	0 件	0 件	0 件	0 件
今年度実績	4 件	4 件	4 件	4 件
総計	H15.6～28.10　162 件		19.7～28.10　114 件	
実施	被災者支援無料相談会(県会事務局)			
	労働		年金	
	申込件数	相談件数	申込件数	相談件数
10/12～11/9	0 件	0 件	0 件	0 件

＜次回相談員＞

○社労士会総合相談所

【11/23】

祝日のため開催なし

○被災者支援無料相談会

【11/16】杉原正雄

【11/30】菅野哲子

【12/7】　丹治　勧

＜相談内容＞※過去に相談所・相談会で受けた相談内容を情報提供いたします。
【賃　　金】会社より給与体系の見直しによる賃金引下げの説明を受け、不利益として撤回を迫ったが、聞き入れてもらえない。不利益変更について相談したい。
【社会保険】亡くなった父親の社会保険の手続について相談したい。

3. 研修会の予定

11月18日(金) 郡山ユラックス 熱海	倫理研修 13：30～ 17：00	講義（DVD視聴含む)、グループディスカッション、解説	業務委員会 武田委員長、菅野副委員長

※受講対象者で「受講確認書」が未提出の方は、至急ご連絡をお願い致します。当日は遅刻、早退を合わせて 30 分以上の方は未修了となりますので、天候等を十分考慮し会場へお越しください。またグループディスカッションに使用する設例問題について、事前に自己学習をお願いします。

連合会情報

1. 「サイバー法人台帳ROBINS及び経営労務診断サービス」チラシのデータ提供について

先月号でお知らせいたしましたが、連合会では、サイバー法人台帳ROBINS及び経営労務診断サービスについて、会員の皆さまが事業所等に説明いただくための資料としてチラシを作成しました。データを連合会HP会員専用ページにおいて無償で提供しております。必要に応じてダウンロードのうえ、ご活用くださいますようお願い致します。
http://www.shakaihokenroumushi.jp/social/explanation.html
また、参考に別添経営労務診断用チラシを1部同封しましたので、ご覧ください。
（ROBINS用のチラシは先月号に同封しております。）

2. 「ストレスチェック」実施促進のための助成金について

「ストレスチェック」実施促進のための助成金（ストレスチェック助成金）は、従業員数50人未満の事業場が、医師・保健師などによるストレスチェックを実施し、また、ストレスチェック後の医師による面接指導などを実施した場合に、事業主が費用の助成を受けることができる制度です。詳細は連合会HP会員専用ページ及び下記HPをご覧ください。
独立行政法人労働者健康安全機構HP
http://www.johas.go.jp/sangyouhoken/stresscheck/tabid/1005/default.aspx

3. 無期転換ルールに関する厚生労働省の取組について

無期転換ルールとは、労働契約法に基づき、平成25年4月1日以後に開始する有期労働契約について、同一の使用者との間で、有期労働契約が反復更新されて5年を超えた場合、有期契約労働者の申込みにより、期間の定めのない労働契約（無期労働契約）に転換されるルールのことです。
無期転換が本格化する見込みの平成30年4月1日まで残り1年半を切ったことを踏まえ、厚生労働省では、無期転換ルールの概要、制度導入のポイント、導入企業事例などを広く情報発信し、無期転換ルールの周知、導入促進に対する支援などに取り組んでいます。
詳細は連合会HP会員専用ページをご覧ください。
http://www.shakaihokenroumushi.jp/social/explanation.html

4. 連合会HP会員専用ページ情報

以下について、連合会ＨＰ会員専用ページに掲載されておりますので、ご確認ください。
http://www.shakaihokenroumushi.jp/social/explanation.html

＜通達情報＞

- 雇用保険法の改正に係る周知について
- 安全衛生教育及び研修の推進について
- 平成 28 年鳥取県中部を震源とする地震により被害を受けた国民年金第 1 号被保険者に対する保険料免除に係る取扱いについて
- 健康保険法及び厚生年金保険法　施行規則の一部を改正する省令の公布について
- 表示・通知義務対象物質の追加に係る周知について

＜トレンドボックス＞

✧ 【農林水産省】反射材フェア 2016

✧ 「テレワークエキスパート講習会」及び「総務省働き方改革セミナー－『働く、が変わる』テレワーク－」開催のご案内について

関係機関だより

1. 過重労働解消キャンペーンについて・・・福島労働局

厚生労働省では、「過労死等防止啓発月間」の一環として「過重労働解消キャンペーン」を11月に実施し、長時間労働の削減等の過重労働解消に向けた取組を推進するため、使用者団体・労働組合への協力要請、リーフレットの配布などによる周知・啓発等の取組を集中的に実施します。詳細は厚生労働省HPをご確認ください。

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/roudoukijun/campaign.html

2. 中小企業向け個人情報保護法の全国説明会の開催について

・・・個人情報保護委員会

個人情報保護法の改正により、これまでは「保有する個人情報の数が5000以下の事業者」には個人情報保護法が適用されませんでしたが、今回の改正により個人情報を取り扱うすべての事業者が個人情報保護法の対象となります。

個人情報保護委員会事務局では、新たに対象になる中小企業や小規模事業者向けに、個人情報の取扱いに関する基本的なルールをご紹介する説明会を地方公共団体等と共同して全国で開催いたします。

なお、中小企業の方に限らずどなたでも参加できますので、参加をご希望の方は各開催場所の参加要領をご確認ください。詳細は下記ＨＰをご覧ください。

【個人情報保護委員会（中小企業向け個人情報保護法の全国説明会（平成28 年度)】

http://www.ppc.go.jp/personal/pr/28_national-briefing_chusho/

3. 最新情報・健保クイズを配信・・・協会けんぽ

協会けんぽ福島支部では、毎月5日前後にメールマガジンを配信しております。
配信登録は無料です。下記ホームページアドレスからご登録ください。
検索サイトより「協会けんぽ福島　配信登録」の検索でも接続いただけます。

http://www.kyoukaikenpo.or.jp/13,47622,78,639.html

4. 社会保険ふくしま（財団法人福島県社会保険協会発行）については、ホームページをご覧ください。福島県社会保険協会 HP　http://www.f-shimakyoukai.or.jp

地協

1.　労務管理研修会

11月25日(金) 13：30～16：30 ホテルモントレ エーデルホフ札幌	「近時の労働判例等に学ぶ企業の対応策と今後の展望」 講師：安西法律事務所　弁護士　倉重公太朗　氏

参加を希望される方は、別添開催案内をご覧のうえ「参加申込書」にて**11月18日（金）**までに**北海道会**にお申込みください。

支部

1.　第2回いわき支部研修会

○日　時　平成 28 年 12 月 9 日（金）　13 :30~ 17：00

○場　所　いわき市労働福祉会館中会議室（いわき市平字堂ノ前 22　TEL:0246-24-2511）

○内　容　「業務改善助成金について」

講師：福島県最低賃金総合相談支援ｾﾝﾀｰ　ｺｰﾃﾞｨﾈｰﾀｰ　篠木健一会員

「高年齢者・障害者雇用に係る各種助成金について」

講師：（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構　担当者

「職場に求められるハラスメント対策（仮題）」
講師：弁護士法人いわき法律事務所　弁護士　菅波香織　氏

○参加費　いわき支部会員：無料　　他支部会員：資料代 1,000 円
○懇親会　「Soupe」（同会館 1F）　会費 5,000 円
○申込み　11 月 30 日(水)までにメールまたは FAX でいわき支部までお申込ください。
（e-mail:kikuchi@worklife-support.jp　FAX:0246-85-0224）

事務局だより

※会費について

下期分の会費について、10 月 31 日が納入期限となっております。お忘れの方は至急納入くださいますようお願いいたします。

※県会 HP （http://fukushima-sr.jp）への月間アクセス数情報

10 月 1 日～31 日総アクセス数　1,359(内訳：新規 939, リピーター 420)

会務報告及び予定

10月　5日　相馬市役所新庁舎落成式（相馬市役所）
　　6日　街角の年金相談センター運営部長会議（浜松町東京會舘）
　　11日　電子化推進特別委員会、総務委員会、高校生支援セミナー講師打合せ会(事務局)
　　20日　福島県社労士会総合相談所第1回研修会（アオウゼ）
　　25日　北海道・東北地域協議会会長会議、秋季定例会議（メトロポリタン盛岡）
　　26日　北海道・東北地域連絡会秋季定例会議（メトロポリタン盛岡）
　　26日　日本年金機構東北地域部との連絡会議（東北福島年金事務所）
　　26日　第160回福島県社労士会総合相談所（事務局）
　　27日　成年後見制度特別委員会（事務局）
　　福島市との災害協定締結式（福島市役所）
11月　1日　苦情処理委員会、理事会、幹事会（事務局）
　　8日　北海道･東北地域協議会主催東北南部3県労務管理研修会(福島グリーンパレス)
　　10日　北海道・東北地域協議会事務局代表者会議（ホテルモントレ仙台）
　　14～15日　北海道東北地域協議会主催3号業務研修会（メトロポリタン秋田）
　　18日　倫理研修（ユラックス熱海）
　　22日　東北福島年金事務所との連絡会議（東北福島年金事務所）
12月　2日　退職・社労士会セミナー（コラッセふくしま）
　　3、4日　街角の年金相談センターセンター長及び受付部門長会議
　　（ステーションコンファレンス東京）
　　20日　第31回関係「士」業懇談会（郡山ビューホテル）
　　28日　第161回福島県社労士会総合相談所（事務局）

会員異動報告

	支部	名簿ﾍﾟｰｼﾞ	氏　　名	事務所・勤務先の名称・所在地・電話番号等
【変更】	会 津	P14	榎田哲士	事務所所在地 会津若松市北青木 9-28
	いわき	P16	菊地紀男	事務所所在地、電話番号、FAX 番号 いわき市泉町 5 丁目 8-5　101 TEL 0246-85-0214 / FAX 0246-85-0224
【退会】	いわき	P17	鈴木　昭	10/15 付登録抹消

政連だより

社会保険労務士政治連盟（以下「政治連盟」）の目的は、社会保険労務士の社会的・経済的地位の向上と社会保険労務士制度の発展を図るため必要な政治活動を行うことである。

政治連盟は、社会保険労務士全体のために活動することを目的としており、決して特定の党や個人の政治目的のため活動するものではない。（社会保険労務士政治連盟運営基本方針より要約抜粋）

【活動報告】

○10月22日　公明党福島県本部　社会保険労務士議員懇話会発会式

公明党福島県本部と福島県社会保険労務士議員懇話会を発足、10月22日(土)ホテルハマツにて「公明党福島県本部　社会保険労務士議員懇話会発会式」を開催いたしました。公明党福島県本部社会保険労務士議員懇話会会長に若松謙維氏（参議院議員、公明党福島県本部代表）、事務局に伊藤達也氏（県議会議員、福島県公明党本部幹事長代行）が就任されました。

【宍戸政連会長あいさつ】→

【議員出席者】

若松謙維参議院議員、真山祐一衆議院議員、安部康男県議会議員、今井久敏県議会議員、伊藤達也県議会議員、甚野源次郎県本部議長、小島寛子郡山市議会議員、大條一郎伊達市議会議員、小林均二本松市議会議員、鈴木正勝須賀川市議会議員、土屋隆会津若松市議会議員、塩田美枝子いわき市議会議員、柳沼隆夫県本部顧問、亀井俊樹県本部事務長、佐藤大作若松謙維公設第一秘書、高橋慶樹真山祐一公設第二秘書

【政連出席者】

宍戸政連会長、大原幹事、佐川幹事、木村顧問

○10月28日　森雅子参議院議員との政策懇談会

10月28日(金)郡山ビューホテルアネックスにおいて、森雅子参議院議員との政策懇談会が開催され、少子化対策、育児及び育児休業中の雇用対策・育児休業終了後の復職対策について意見交換等を行いました。また、宍戸会長から森議員に全国政連及び都道府県政連の第９次社労士法改正等に関する要望書を手渡しました。

【前列左から】
吉田幹事長、宍戸会長、森雅子議員、金子県会会長、大原幹事
【後列左から】
神野宗介会員、中目幹事、大橋隆一会員、高山幹事、久井副会長、渡部裕之会員

＊福島県政治連盟の活動を会員の皆様に知っていただく場として月間情報を利用させていただいています。（理事会にて承認）政連に加入いただいていない会員にも活動報告されますがご容赦いただけますようお願いします。

第２回　理事会　報告

日　時　平成２８年１１月１日（火）　１４：１０～～１８：００
場　所　事務局（福島市）
出席者　１８名　金子会長、宍戸・渡部・久井副会長、草野・武田・吉田常任理事、
　　菅野・佐川・渡邊・瀬尾・大原・菅沼・浅川・中目・菊地・蓬田・高山理事
欠席者　１名　　木村理事

報告事項

・ 復興支援事業におけるいわき市役所での相談会についての新聞広告を10月17日いわき民報に掲載した。災害協定については、福島市に要請し10月27日に締結式を行った。
・ ９月23日に第１回研修会・個人情報保護評価研修・ROBINSによる経営労務診断サービスに関する研修、９月６日・７日に新入会員研修会を開催、11月８日には地協南部３県研修会を福島市で開催する。
・ 平成29年度福島県予算編成に対して、福島県知事、民進党・県民連合、公明党県議団に「①高等学校における社会保障制度及びワークルール等に関する出前授業について②介護事業及び保育事業における労働条件審査・診断事業について③がん治療者等に係る就労支援について」の要望書を提出し、９月20日に福島県担当課と協議を行った。
・ 総合相談所における相談で７件の社労士会ＡＤＲセンターの説明を行い１件申立された。相談員の研修は、10月20日に第１回を開催、２月３日に第２回を開催予定、12月２日に退職・社労士会セミナーを開催する。
・ 県会ホームページの「お知らせ」の更新に努めた。広報委員が会員に呼びかけ、月間情報のダウンロード者の増加を図った。
・ 街角センターの相談件数が４月以降減少している。出張相談は１回平均５件。
・ 高校生支援セミナーは８校で実施する。うち２校は、福島民報社と連携し「18歳からの選挙権」の講義も行う。
・ 最賃センター事業については、専門家派遣の目標180件のうち88件を実施した。
・ 医療労務管理支援事業（医師会からの再委託）は、10月までに４件の相談があり、看護協会主催の研修会３回で事業の説明等を行う。
・ 他　省略

審議事項

１．各委員会からの事業進捗状況と検討課題について

高校生支援セミナーについて、学校の行事カリキュラム策定の時期を考慮し、次年度の依頼に関しては、年明けから依頼することとした。

職員の給与の昇給について、予算措置していないことから今年度昇給分は事業費の中から賞与の上乗せとして捻出することとし、金額は会長に一任された。

県会財政については、収支バランス、経費見直し等も踏まえ引き続き総務委員会で検討することとした。

会員権停止の期間について総会で出された意見に関しては、理事会で十分審議し次年度総会で丁寧に説明することとした。

成年後見制度については、成年後見センターで１件の受託の報告がされたが、引き続き県会の協力支援の要請があり、委員会を継続設置する方向で検討することとした。

復興支援の講演会について、１～２月の間に南相馬市で開催する。講師は、東大児玉教授（除染に関する今後の見通し等）、福島県中小企業診断士協会会長に依頼する。

災害協定に関しては、郡山市、福島県、福島市との締結ができたので、県内の全市で締結できるよう進めていく。また、担当窓口の体制、ボランティア保険の加入、会員の募集等について検討し、災害協定の締結に基づき支援実施の際の体制整備を行う。

２．事務センター集約化に伴う手続事務の変更について

平成29年１月から仙台に事務センターが集約されることに伴い、「社労士戻」の取り扱いについて、社労士の宛名添付のところを返信用封筒の添付に変更することの要請があり、採決の結果、理事の賛成９名、反対８名により協力することとした。

なお、会員に周知する際にあわせて電子申請の推進を図る。

３．不適切な情報発信への対応について

不適切な情報発信への防止に関して倫理研修、業務研修等で繰り返し周知していく。

また、連合会で研修を支援するための解説用資料「「社労士の職業倫理に照らし不適切と考えられる情報発信に関する指導指針」を理解するために」を作成し月刊社労士12月号に同封されることを確認した。

４．医療労務コンサルタント研修第２回開催について

受講修了者が37名と少ないため、第２回の医療労務コンサルタント研修を隣県と合同で開催できるよう検討する。

５．健保協会からの委託事業の再検討

健保協会から事業者の健診データ提供にかかる同意書の取得業務について再度委託の要請があったが、今回対象会員を９名に絞られており、全会員が対象でないこと、対象会員の顧問事業所から健康診断に関する記録提供にかかる同意書を取得することにより対象会員の顧問先データを県会が保有することになることから、社労士会としては契約しない。

なお、健保協会から直接対象会員に依頼することは妨げない。

６．勤務、その他会員の個人情報の取扱いについて

入会時の会員の報告（月間情報・会報）、会員名簿の作成における勤務及びその他会員の個人情報（自宅住所・自宅電話番号）については、入会時に同意を得て掲載する。

なお、社労士として県会に入会しているので、個人情報の掲載を希望しない場合であっても氏名のみは掲載する。

開業会員及び法人社員は、規定に基づき事務所の所在地・電話番号を公開する。

７．その他

介護離職防止支援助成金について、廃止に伴い支給要件を満たすための期間が突然短くなり活用できなくなった事業主が多くなったため連合会を通して厚生労働省に申入れをしてほしいと意見が出され金子会長から連合会に話をすることとした。